



学校法人南山学園 行動計画

2020年4月1日策定

教育職員および事務職員等（以下、「職員」という。）が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：2人以上取得

女性職員：取得率85%以上

－取得率とは－

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等をした職員の数}}{\text{計画期間内に出産した職員の数}} \geq 85\%$$

《対策》

2020年4月から

- ・ 母性健康管理の措置および育児休業等に関する諸制度の内容・手続き方法等について、学内のポータルサイト（Web）等を活用し、また、新採用者研修、職員研修などの研修会等によって、職員に周知・啓発する。
- ・ 産前・産後休暇後に復帰する職員および育児休業後に復帰する職員について、本人の体調管理を第一として、所定外労働の免除、勤務時間の短縮など、仕事と子育ての両立を支援する。
- ・ 男性職員の育児休業等の取得促進のため、育児・介護休業法および雇用保険法に基づく育児休業給付等の諸制度について、学内のポータルサイト（Web）等を活用し、また、新採用者研修等によって、職員に周知・啓発する。
- ・ 社会福祉法人聖霊会ロザリオ保育所との企業主導型保育事業による連携契約（共同利用）により保育所への入所枠を確保し、職員の育休取得後の復帰への不安を軽減できるよう支援する。また、学内のポータルサイト（Web）等を通じて、職員に周知して利用を推進する。

目標2 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等、より利用しやすい制度を導入する。

《対策》

2020年4月から

- ・ 子どもの看護のための休暇について時間単位で取得できる制度を検討し、学園各単位校の就業規則を改正する。

目標 3 年次有給休暇の取得率を向上させる。

《対策》

2020年4月から

- ・ 勤怠管理システムを導入したことにより、適宜、年次有給休暇の取得状況を調査し、取得率向上のための措置を講ずる。
- ・ 年次有給休暇の取得義務化および時季指定等の手続等について理解を確実なものとするため、学内のポータルサイト（Web）等によって、事務職員等に周知・啓発する。

目標 4 事務職員等の所定外労働の削減を促進する。

《対策》

2020年4月から

- ・ ノー残業デー制度の全学的な導入を検討する。
- ・ 事務職員等の健康管理のため、管理職は、所定外労働の分析を行い、適正な労働時間管理を徹底する。
- ・ 学内のポータルサイト（Web）等によって、事務職員等に周知・啓発する。

以 上